

あいサポート企業・団体の募集

誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、企業・団体のみなさまの役割が重要です。「あいサポート運動」の趣旨をご理解いただき、ぜひ、ご参加ください。

「あいサポート企業・団体」とは

この「あいサポート運動」の趣旨をご理解いただき、職員研修などに取り入れていただくことで「あいサポート運動」の普及などに積極的に取り組んでいただける企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定します。

「あいサポート企業・団体」になるためには

職員を対象とした「あいサポート研修」を行うとともに、次のような取組のいずれかを行っていただける企業などからの申請により、認定します。

- 自社広報での取組紹介
- ステッカー掲示
- ほか独自の取組



島根県観光キャラクターしまねっこ
島観連許諾第2590号

認定企業・団体には『認定証』を交付するほか、県のホームページで紹介します。

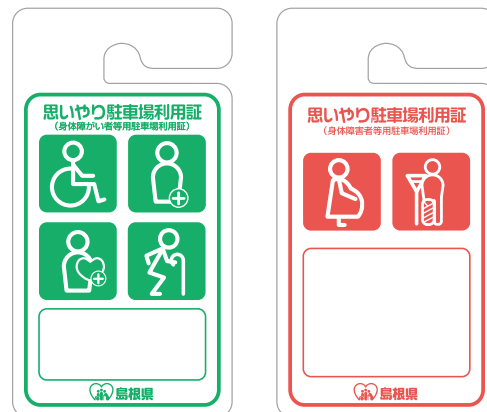
思いやり駐車場利用証制度

思いやり駐車場利用証制度とは

県と協定を結んだ施設（ショッピングセンターや病院、公共施設など）に専用の駐車スペース（思いやり駐車場）を設けてもらうとともに、車の乗降や歩行が困難な人を対象に「利用証」を交付しています。みなさんの善意や思いやりで支えられており、利用証の提示がない車は利用を控えるとともに、お困りの人が優先して利用しやすいよう利用者同士で譲り合ってください。

対象となる人

- 身体・知的・精神障がいや難病により歩行が困難な人
- 要介護・要支援認定を受けた高齢者で歩行が困難な人
- けが等により一時的に歩行が困難な人
- 妊産婦（妊娠7ヶ月から産後1年間）



※ただし、障害者手帳をお持ちでも、障がい区分や等級によっては対象とならない場合があります。

みなさんヘルプマークを知っていますか？

ヘルプマークは、障がいのある方や、難病の方、けがをされている方、妊娠初期の方など、まわりからの配慮を必要としている方に身に付けています。

このマークが目印です



マークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします



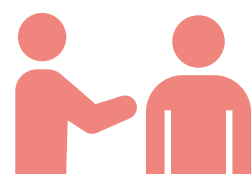
ヘルプマークを み 見かけたら、 おも 思いやりのある こうどう ねが 行動をお願いします

- 列車やバスでは席を譲る
- 困っていたら声をかける
- 災害時は避難の支援をする
- 動作がゆっくりでも優しく見守る



こうきょうこうつうきかん
公共交通機関では、
せき ゆず
席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。



えき しょうぎょうしせつ
駅や商業施設などで、
こえ
声をかけるなどの
はいりょ ねが
配慮をお願いします。

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することや、立ち上がる、歩く、階段の昇り降りなどの動作が困難な方がいます。



さいがいじ
災害時は、
あんぜん ひなん
安全に避難するための
しえん ねが
支援をお願いします。

視覚障がいや聴覚障がいなどにより状況把握が難しい方、肢体不自由などにより自力での迅速な避難が困難な方がいます。

ヘルプマーク

ヘルプマークの使い方

かばんなどに身につけることで、外出先で周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるものです。氏名や連絡先、必要な援助・支援を書き込んでマークに貼り付けることができるシールを同封して交付します。ヘルプマークは、配慮を必要としている内容など所持者の個人情報を含むことから、着用にあたっては御本人と御家族で事前によく話し合うとともに紛失防止など取り扱いは各自で十分にご留意ください。

ヘルプマークの入手方法

県又は市町村の交付窓口に「ヘルプマーク交付申請書」を提出してください。その場でヘルプマークをお渡しします。ヘルプマークの交付は無料ですが、1人1個までとさせていただきます。手帳等の提示は必要ありません。代理の方が申請することも可能です。



ヘルプカード

ヘルプ
カード
記入例



ヘルプカードの使い方

氏名や連絡先、必要な配慮などを書き込むことができるようにしてあります。(必要な情報のみ、記載してお使いください) 配慮を求めたい場面で提示し、必要な配慮や援助の内容を相手に知らせることができます。(例：アレルギーの内容を伝える、体調の急変時に病院への連絡を依頼する、災害時の誘導を依頼する)

ヘルプカードの入手方法

QRコードからダウンロードして、お使いください。
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/helpcard_download.html



ここから
アクセス

配布窓口

島根県庁	健康福祉部障がい福祉課(松江市殿町2番地 県庁第2分庁舎)
出先期間	県内各保健所(松江、雲南、出雲、県央、浜田、益田、隠岐、島前保健環境課) 心と体の相談センター(松江市東津田町 いきいきプラザ内)
各市町村	障がい福祉担当課、各支所窓口